

現場環境改善費の積算方法について

1 目的

公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

2 対象工事

対象工事は、原則として福島環境局が発注するすべての屋外工事を対象とする。

但し、工事内容により実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

3 実施方法

(1) 率計上分の現場環境改善費に要する費用（熱中症対策・防寒対策に関する費用を除く）は、原則として当初設計から計上するものとし、標準的な実施内容を特記仕様書に明示するものとする。

(2) 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。

(3) 費用が巨額となるなど、現場環境改善費率分で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書（施工条件明示）に明示するとともに、その費用を「物価資料」または見積等を参考に適切に計上するものとする。

4 除染特別地域における除染等工事暫定積算基準による現場環境改善費の積算方法 積算方法

ア 算出方法は、除染等工事の現場環境改善費の積算については、別紙除染等工事における現場環境改善費の積算方法によること。

イ 熱中症対策・防寒対策に関する費用計上

熱中症対策・防寒対策を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に受発注者協議の上、決定するものとする。

5 その他

この要領に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

除染等工事における現場環境改善費の積算方法

1 目的

公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

2 対象となる現場環境改善費

別表及び熱中症対策・防寒対策に関する費用

3 適用の範囲

周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。

但し、工事内容により実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

4 積算方法

(1) 基本的な考え方

ア 率計上分の現場環境改善費に要する費用（熱中症対策・防寒対策に関する費用を除く）は、原則として当初設計から計上するものとし、標準的な実施内容を特記仕様書に明示するものとする。

イ 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。

なお、積み上げ計上は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、4（2）アの算出式により算出される現場環境改善費の100%を上限とする。

また、工事内容により率分での計上を対象外とした工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、積み上げ計上することができるものとする。

ウ 費用が巨額となるなど、現場環境改善費率分で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書（施工条件明示）に明示するとともに、その費用を「物価資料」または見積等を参考に適切に計上するものとする。

(2) 算出方法

ア 算出方法は、以下のとおりとする。

算 出 式

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

対象額 : P_i		現場環境改善費率 : i (%)	
		市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下 の場合	$i = 45.9 \cdot P_i^{-0.175}$	$i = 32.5 \cdot P_i^{-0.202}$
	5億円を超 える場合	1.38	0.57

ただし K : 現場環境改善費 (単位 : 円、1000円未満切り捨て)

i : 現場環境改善費率 (単位 : %、小数第3位四捨五入2位止め)

P_i : 対象額 (単位 : 円、直接工事費「処分費等を除く」+支給品費+無償貸付機械等評価額)

α : 積み上げ計上分 (単位 : 円、1000円未満切り捨て)

イ 率に計上されるものは、別表の内容のうち原則として、各計上費目(現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本とするが、地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良いものとする。

【変更可否の例】

- ・当初は仮設備関係で「環境対策の充実」を予定していたが、「ICT設備の充実」に変更する⇒変更可能

- ・現場条件により地域連携の実施が困難なため、残る3費目から4つの内容を実施する⇒変更可能

ウ 積み上げ計上分(α)に計上されるものは、4(1)イの「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び4(1)ウの「率分で計上することが適当でないと判断されるものの費用」である。

エ なお、経費率は、現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

オ 現場環境改善に関する費用の対象額は、5億円を限度とする。

5 設計変更

条件明示(積み上げ計上分)がなされているもので、内容に変更が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

6 留意事項

(1) 4(1)アの「現場環境改善費に関する費用(熱中症対策・防寒対策に関する費用を除く)」については、以下に留意すること。

ア 別表の計上費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携)の4項目全てにおいて、実施する内容(率計上分)から受注者が選択できるよう、特記仕様書に別

添を明示すること。

イ 受注者は、原則として各計上費目ごとに1内容ずつの合計4つの内容を選択し実施する必要がある。

ウ 実施後には、実施した内容を写真等の書面により確認すること。

(2) 4(1)イの「熱中症対策・防寒対策に関する費用」については、以下に留意すること。

ア 熱中症対策・防寒対策を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に受発注者協議の上、決定するものとする。

イ 費用は、変更設計時に見積等による価格（積上区分：一般単価）を計上する。

ウ 熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。

エ 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。

設置期間分の減価償却費については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模については、受発注者協議の上、決定するものとする。

【計算事例】

① リース品の場合は設置期間分のリース費用を計上する。

月極のリース価格^{※1}×設置月数

日極のリース価格^{※1}×設置日数

※1 リース価格が確認できる資料を見積書に添付

② 購入品の場合は設置期間分の減価償却費相当額を計上する。

購入価格^{※2}×設置日数/（耐用年数^{※3}×365）

※2 購入価格・購入年月日が確認できる資料を見積書に添付

※3 耐用年数は積算時点における国税庁 HP 公開の耐用年数表を参考に算定する。

【参考】耐用年数表（令和8年4月時点）

項目	耐用年数 (年)	国税庁品目	
		構造・用途	細目
遮光ネット	8	日よけ設備	その他のもの
大型扇風機	8	電気機器	その他のもの
送風機	8	電気機器	その他のもの
製氷機	6	電気機器	電気冷蔵庫に類するもの
給水器	6	電気機器	電気冷蔵庫に類するもの
日除けテント	8	日よけ設備	その他のもの
ミストファン	8	電気機器	その他のもの
ジェットヒーター	6	電気機器	暖房機器
休憩車両	6	一般用のもの	その他のもの

オ 熱中症対策・防寒対策に関する施設・整備の設置期間については、以下のとおりとする。

熱中症対策期間：５月１日から１０月３１日まで

防寒対策期間：積雪寒冷地域に指定されている福島県葛尾村、飯舘村に限り、
施工時期は１２月１日から３月３１日まで

カ ４（１）イにおける「作業員個人の費用」とは、主に作業員個人に対する熱中症対策・防寒対策費用であり、塩飴、経口補水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット、カイロ、ヒーターベスト等が該当し、費用計上の対象外とする。

なお、熱中症対策に資する「作業員個人の費用」は、「除染等工事における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する運用について」（令和６年９月３０日付け総務部企画課長事務連絡）による補正の加算額に含まれる。

キ 現場環境改善費の率分（ $i \cdot P1$ ）を計上しない場合においても、「熱中症対策・防寒対策に関する費用」を単独で計上することができるものとする。

ク 実施後には、実施した内容を写真等の書面により確認すること。

（３）４（１）ウの「率分で計上することが適当でないと判断されるものの費用」については、以下に留意すること。

ア 実施内容について、設計図書（施工条件明示）に明示されている内容から変更が生じる場合は、受発注者協議により変更設計できるものとする。

イ 実施後には、実施した内容を写真等の書面により確認すること。

（４）現場環境改善費として設計計上する内容は、工事成績評価の加算対象としない。

[別表]

計上費目	実施する内容（率計上分）	取組みの事例
仮設備関係	1.昇降設備の充実	・斜路通行用にステップ階段を設置 ・昇降用モノレールの設置
	2.環境対策の充実	・太陽光発電の使用 ・騒音対策のための防音パネルを設置
	3.ＩＣＴ設備の充実	・作業者接近検知システム ・気象観測ＩＯＴセンサー ・スマート安全带
	4.作業負荷の低減	・配筋上仮設足場 ・電動昇降機 ・アシストスーツ
営繕関係	1.現場事務所の快適化	・女性用更衣室の設置 ・休憩スペースの設置 ・個人ロッカー付き更衣室の設置
	2.労働宿舍の充実	・高断熱、高気密仕様 ・個室バス及びトイレの設置
	3.現場休憩所の快適化	・エアコン付き交通誘導警備員休憩所の設置 ・冷蔵庫、ウォーターサーバー等の設置 ・冷暖房の設置
	4.衛生設備・厚生施設の充実等	・加湿器や空気清浄機の設置 ・温水シャワー設備を設置
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設の充実	・電光式標識の設置（交通規制の伴う工事に限る） ・夜間の転倒防止のためのセンサーライトを設置（夜間通行が想定される場合に限る）
	2.盗難防止対策	・盗難防止の対人センサーライト ・警報機の設置 ・監視カメラの設置
	3.健康関連施設の充実	・AED 設置 ・ウェアラブルセンサー等による熱中症対策（全作業員）
	4.野生生物・害虫対策等	・熊用捕獲檻等の設置 ・熊撃退スプレーの設置 ・スズメバチ等の巣の撤去
地域連携	1.広報活動等	・完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等
	2.見学会・イベント等の開催	・見学施設等設置・管理運営等
	3.社会貢献・地域対策費等	・地域の清掃活動に参加 ・防犯パトロールに参加 ・現場周辺の清掃、草刈りを実施
	4.現場景観向上	・美装化・デザイン看板等

注）現場事務所の下記備品類は、共通仮設費（率）に含まれるもので現場環境改善費の対象とはしないこと。ただし、現場休憩所等付加的に設置した施設の備品は現場環境改善費（率）の対象とする。

机、椅子、黒板、応接セット、書箱、時計、ＯＡ機器、電話、ファックス、コピー機、テレビ、冷蔵庫、換気扇、温度計、血圧計、カーテン、ブラインド、湯沸器、ロッカー

特記仕様書記載例

第〇条 現場環境改善

1. 工事現場の環境改善は、周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。
2. 現場環境改善の内容については、別表の内容のうち原則として各項目ごと（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）の合計4項目以上を実施するものとする。
3. 受注者は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策に関する費用）
熱中症対策・防寒対策（作業員個人に対する費用を除く）を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に協議を行うものとする。なお、協議により認められた対策に要した費用については、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、共通仮設費の現場環境改善費の率計上分の100%を上限に契約変更の対象とする。
4. 受注者は、現場環境改善については具体的な内容、実施時期について、施工計画書に含め提出するものとする。
5. 受注者は、工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。

〔別表〕

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1.昇降設備の充実 2.環境対策の充実 3.ICT設備の充実 4.作業負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2.労働者宿舍の充実 3.現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む） 4.衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設の充実 2.盗難防止対策 3.健康関連施設の充実 4.野生生物・害虫対策等
地域連携	1.広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 2.見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3.社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4.現場景観向上（美装化・デザイン看板等）